エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則

第一条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

第十八条第五号中「遵守状況」の下に「及び電気の需要の平準化に資する措置に関する同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況」を加え、「合理化に関し」を「合理化等に関し」に改める。

第四十八条の見出し中「特定機器」を「特定エネルギー消費機器」に改め、同条第一項第十二号中「あつて」を「あつて」に改め、同項第十三号中「供するもの」を「供するもの」に改め、同条第十二項第三号及び第四号中「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同条第二十五項第二号中「法第八十条第一号」を「法第八十条第一号イ」に改め、「特定機器」を「特定エネルギー消費機器」に改める。

第四十九条中「法第八十条第一号」を「法第八十条第一号イ」に改め、「特定機器」を「特定エネルギー消費機器」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定熱損失防止建築材料の適用除外）

第四十九条の二　令第二十三条の二の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。

一　ガラス繊維（グラスウールを含む。以下この条において同じ。）、スラグウール又はロックウールを用いた断熱材のうち吹込式のもの

二　ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が二十四キログラム毎立方メートル以上のもの

（熱損失防止性能）

第四十九条の三　法第八十一条の四第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の断熱材の熱損失防止性能は、経済産業大臣が定める方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した数値とする。

第五十三条を削る。

第五十二条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「フレキシブルディスク」を「光ディスク」に改め、同条第一号中「日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ」を「日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク」に改め、同条第二号中「日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ」を「日本工業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク」に改め、同条を第五十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）

第五十七条　第五条の届出書、第五条の三の申出書、第六条第四項の申請書、第六条の三の届出書、第六条の四第三項の申請書、第六条の六の届出書、第七条の申出書、第八条第三項の申請書、第九条の届出書、第十一条第三項の申請書、第十三条（第二十二条において準用する場合を含む。）の届出書、第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十一条の申出書、第二十二条の三の届出書、第二十二条の五の申出書、第二十六条の報告書、第四十二条の届出書、第四十四条の申出書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書（以下この条及び次条において「届出書等」という。）を提出しようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報組織をいう。）を使用して提出をするときは、経済産業大臣が定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は適用しない。

（事前の届出等）

第五十八条　前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等を提出しようとする者は、様式第二十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。

3　第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十四又は様式第二十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。

第五十一条の見出し中「フレキシブルディスク」を「光ディスク」に改め、同条中「第十七条の報告書」の上に「第十五条の計画書」を加え、「第二十六条の報告書」の下に「、第四十五条の計画書」を加え、「当該」の下に「計画書及び」を加え、「フレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票」を「光ディスク及び様式第二十二の光ディスク提出票」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十条を第五十四条とし、同条の前に次の四条を加える。

（開示）

第五十条　法第八十一条の六の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。

第五十一条　法第八十一条の六の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

第五十二条　法第八十一条の六の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

（計画の作成及び公表）

第五十三条　法第八十一条の七第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の年月日及び時刻とする。

別表第三備考第一号中「から供給された」を「が維持し、及び運用する電線路を介して供給された」に改める。

様式第一から様式第二十二を次のように改める。